

會社は争議團員諸君が罷業長きに亘るに従ひ物價的缺乏に  
苦しみつゝ、あるべきを恕し之を救済するは差向き最も喫緊の問題  
と信じて松岡氏に幾何の手當と求めらるゝ也と問ひたるも明答を得ら  
れなかつた松岡氏の真意が那辺にあつたかは測り難いが會社は労働争  
議の先例を参酌して一人につき百圓つづの手當を贈與することにした  
のである百圓は争議團側から親礼は少類と雑するであらうが争議  
経過日数の百五十日に割當つると一日約六十七錢に相當し決して少  
類なりとは断じ能はぬことを信ずる

五、本争議に關し提起の刑事問題告新は互に之を取下ぐる事  
六、解雇者にして工員社宅居住の者は解雇の日より三箇月以内に退去す  
ること

(了)